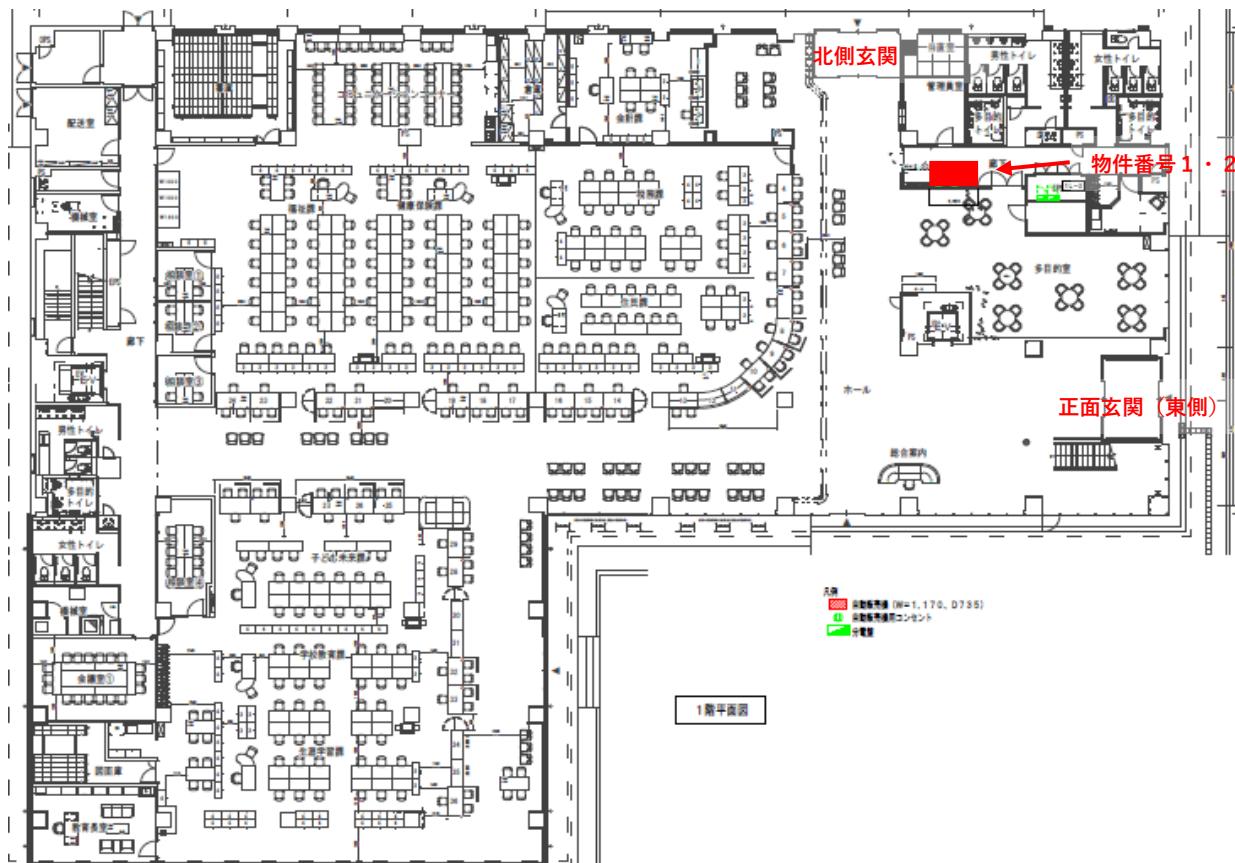
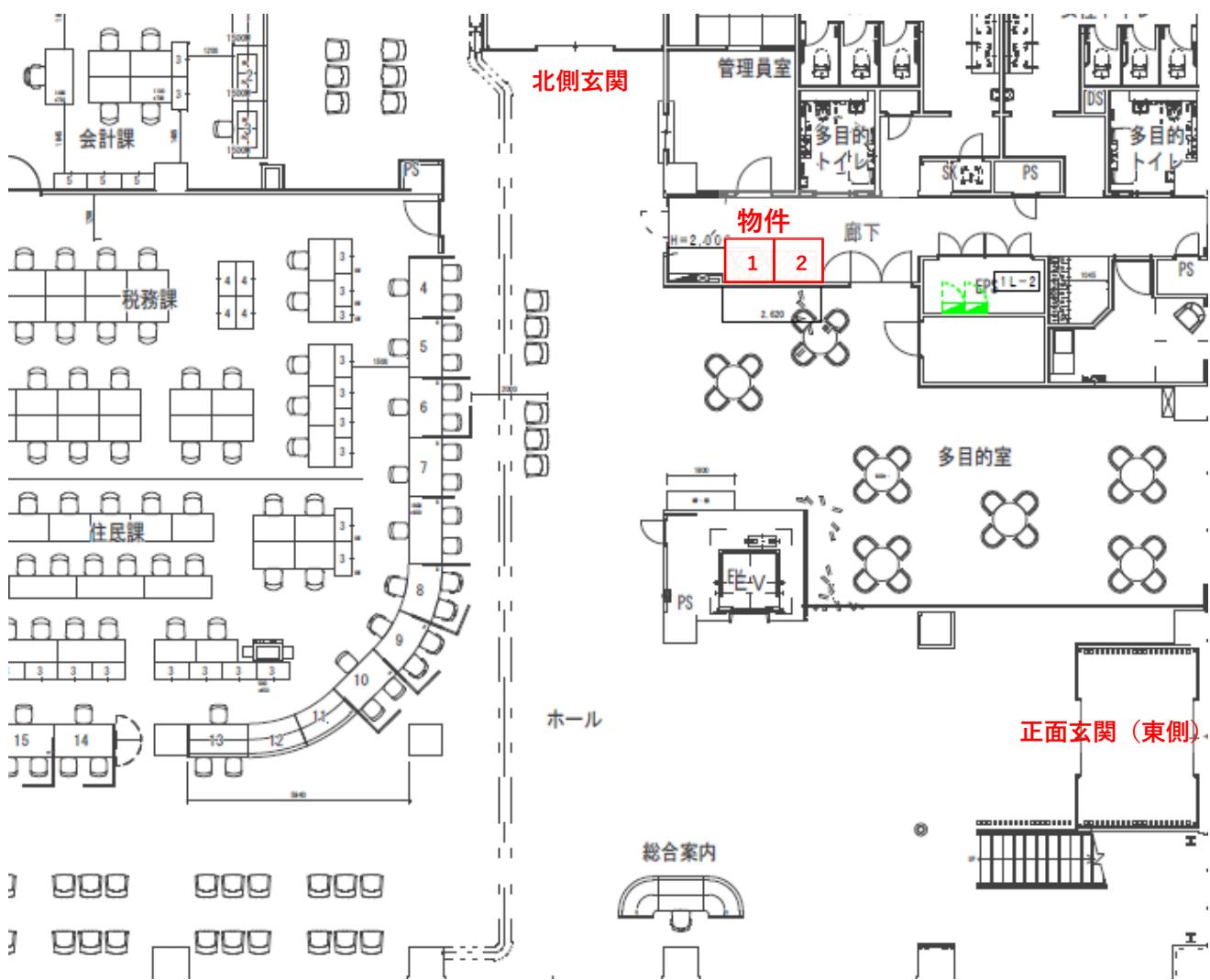


公募物件説明書

物件番号	1	最低貸付料(年間分、税抜)	1台あたり16,270円
設置場所	益城町役場庁舎(益城町大字宮園702) 1階自動販売機コーナー		
開館時間	平日8:30～17:15 ただし土日祝も9:00～17:00の時間帯で部分的に一般開放するため一般来庁者の自動販売機利用可能性あり ※年末年始は休館		
貸付期間	令和8年5月1日から令和11年9月30日まで(3年5か月)		
貸付面積	1台あたり約1m ²	主な利用者	職員及び一般来庁者
販売品目	飲料(缶・瓶・ペットボトル等密閉容器)		
参考情報	<p>庁舎勤務職員は約300人。 【売上本数実績】 R5年度(10ヶ月:3,593本)、令和6年度(12ヶ月:5,249本)、令和7年度(9ヶ月:3,541本)</p>		
特記事項 特記仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・販売価格は標準小売価格(メーカー希望小売価格)を超えない価格とすること。 ・設置する自販機の寸法は幅1,000mm×奥行750mm×高さ2,000mm以内とすること。 ・物件番号1については、災害対応型自販機(益城町が飲料の提供を必要とした場合は無償提供対応ができる自販機)とすること。 ・使用済み容器の回収ボックスはおおむね幅400mm×奥行き500mmとすること。 ・物件番号1及び2への重複応募は可とするが、選定は物件番号2、物件番号1の順に行う。 ・物件番号2の設置事業者となった者は、原則として物件番号1の設置事業者となることはできず、物件番号1への応募は無効とする(ただし、物件番号1に他の有効な応募者がいない場合を除く)。 ・物件番号1及び2は隣接して設置するため、販売商品の種類に偏りが生じないよう、品揃えについて町と調整を行うこと。 		

参考図等

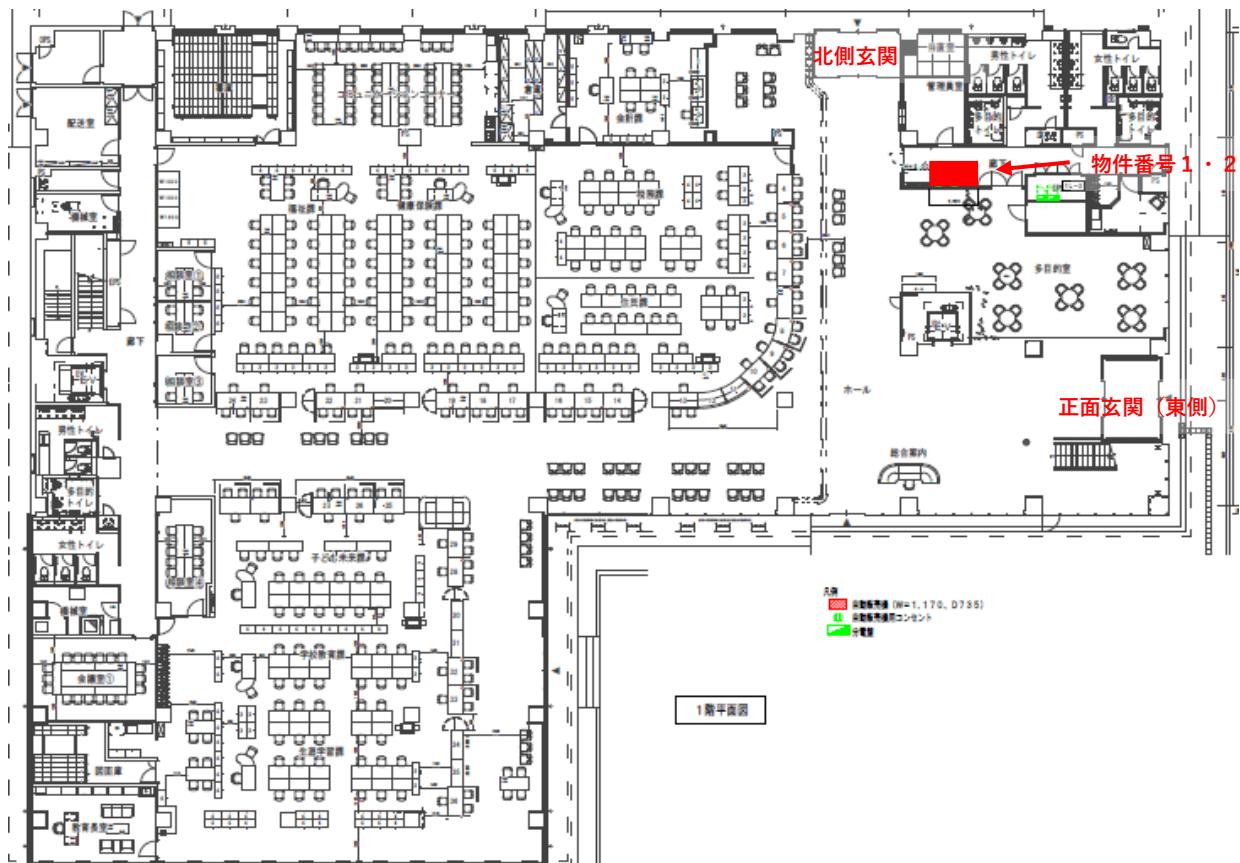


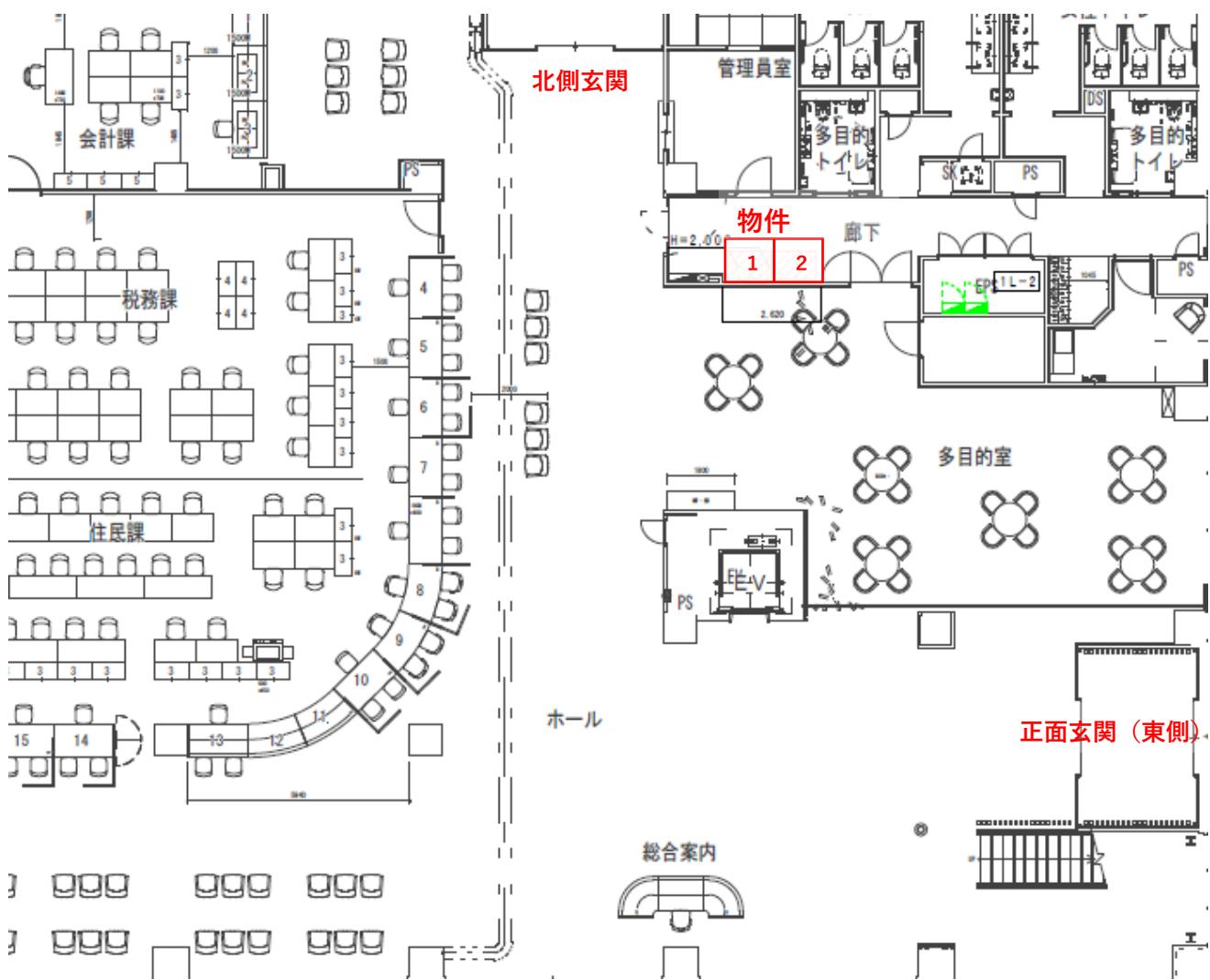


公募物件説明書

物件番号	2	最低貸付料(年間分、税抜)	1台あたり16,270円
設置場所	益城町役場庁舎(益城町大字宮園702) 1階自動販売機コーナー		
開館時間	平日8:30～17:15 ただし土日祝も9:00～17:00の時間帯で部分的に一般開放するため一般来庁者の自動販売機利用可能性あり ※年末年始は休館		
貸付期間	令和8年5月1日から令和11年9月30日まで(3年5か月)		
貸付面積	1台あたり約1m ²	主な利用者	職員及び一般来庁者
販売品目	飲料(缶・瓶・ペットボトル等密閉容器)		
参考情報	<p>庁舎勤務職員は約300人。 【売上本数実績】 R5年度(10ヶ月:8,083本)、令和6年度(12ヶ月:10,855本)、令和7年度(9ヶ月:8,553本)</p>		
特記事項 特記仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・販売価格は標準小売価格(メーカー希望小売価格)を超えない価格とすること。 ・設置する自販機の寸法は幅1,000mm×奥行750mm×高さ2,000mm以内とすること。 ・使用済み容器の回収ボックスはおおむね幅400mm×奥行き500mmとすること。 ・物件番号1及び2への重複応募は可とするが、選定は物件番号2、物件番号1の順に行う。 ・物件番号2の設置事業者となつた者は、原則として物件番号1の設置事業者となることはできず、物件番号1への応募は無効とする(ただし、物件番号1に他の有効な応募者がいない場合を除く)。 ・物件番号1及び2は隣接して設置するため、販売商品の種類に偏りが生じないよう、品揃えについて町と調整を行うこと。 		

参考図等

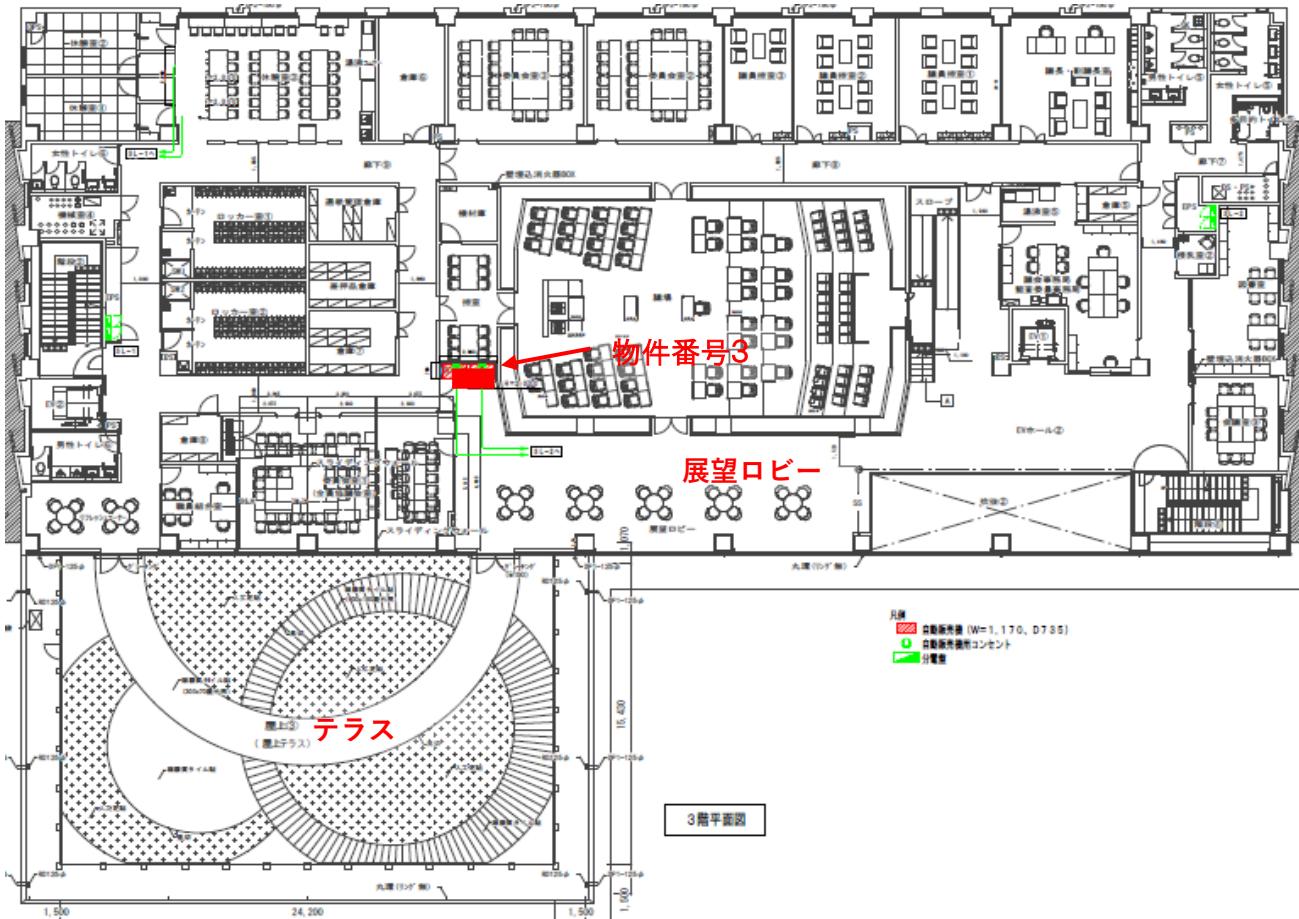


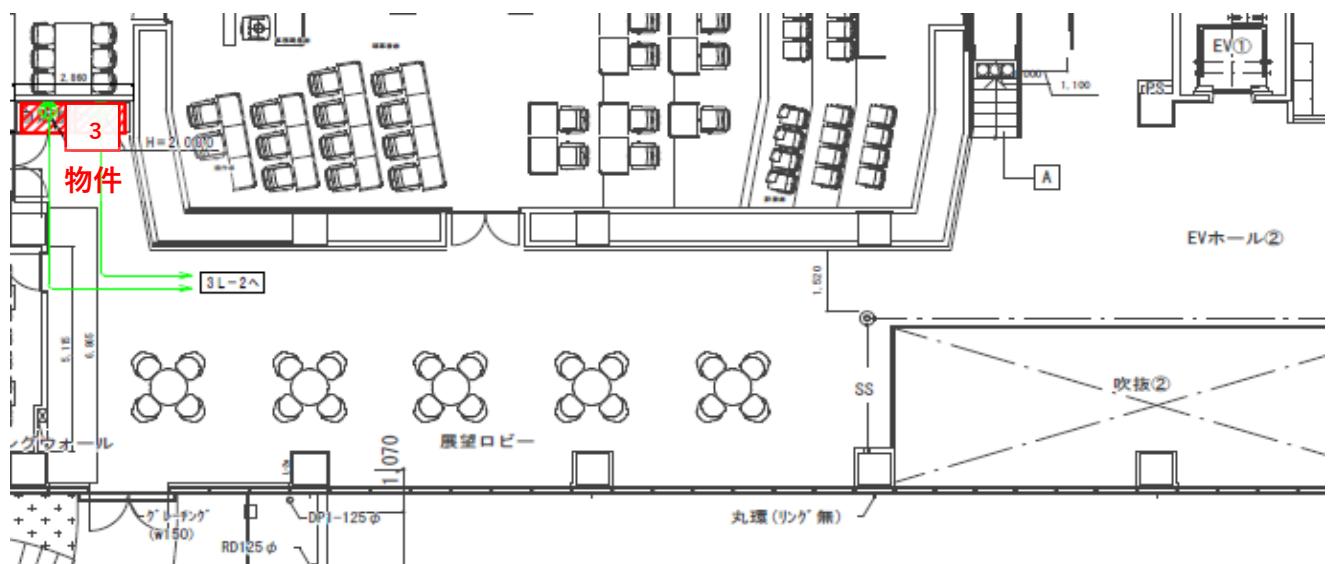


公募物件説明書

物件番号	3	最低貸付料(年間分、税抜)	1台あたり16,270円
設置場所	益城町役場庁舎(益城町大字宮園702) 3階自動販売機コーナー		
開館時間	平日8:30～17:15 ただし土日祝も9:00～17:00の時間帯で展望ロビー及びテラスを一般開放するため一般来庁者の自動販売機利用可能性あり ※年末年始は休館		
貸付期間	令和8年5月1日から令和11年9月30日まで(3年5か月)		
貸付面積	1台あたり約1m ²	主な利用者	職員及び一般来庁者
販売品目	飲料(缶・瓶・ペットボトル等密閉容器)		
参考情報	<p>庁舎勤務職員は約300人。 【売上本数実績】 R5年度(10ヶ月:5,866本)、令和6年度(12ヶ月:6,395本)、令和7年度(9ヶ月:4,378本)</p>		
特記事項 特記仕様	<ul style="list-style-type: none"> 販売価格は標準小売価格(メーカー希望小売価格)を超えない価格とすること。 設置する自販機の寸法はおおむね幅1,300mm×奥行750mm×高さ2,000mm以内とすること。 使用済み容器の回収ボックスはおおむね幅400mm×奥行き500mmとすること。 物件番号3については、他の自動販売機の設置事業者となった者であっても設置事業者となることができる。 販売商品の種類に偏りが生じないよう、品揃えについて町と調整を行うこと。 		

参考図等





公募物件説明書

物件番号	4	最低賃付料(年間分、税抜)	1台あたり16,270円
設置場所	益城町役場庁舎(益城町大字宮園702) 3階職員休憩コーナー		
開館時間	平日8:30～17:15 一般来庁者の利用可能性なし、時間外も職員の利用あり		
貸付期間	令和8年5月1日から令和11年9月30日まで(3年5か月)		
貸付面積	1台あたり約1m ²	主な利用者	職員
販売品目	食品(パン、菓子、軽食等密閉容器入りのもの)		
参考情報	庁舎勤務職員は約300人。 食品の自動販売機の設置実績はなし。庁舎内に売店なし。飲料の自動販売機が庁舎内に3台。		
特記事項 特記仕様	<ul style="list-style-type: none"> 販売価格は標準小売価格(メーカー希望小売価格)を超えない価格とすること。 設置する自販機の寸法はおむね幅1,300mm×奥行750mm×高さ2,000mm以内とすること。 物件番号4については、他の自動販売機の設置事業者となった者であっても設置事業者となることができる。 販売商品の種類に偏りが生じないよう、品揃えについて町と調整を行うこと。 <p>※物件番号4は職員専用スペースに位置しており、自由な立ち入りができません。設置場所の確認を希望される場合は、ご案内いたしますのでお気軽に担当課までご連絡ください。</p>		

参考図等



